

子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）支給のご案内（国制度）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金が支給されます。

■対象児童

平成15年4月2日～令和4年2月28日生まれの児童（障がいをお持ちの児童は平成13年4月2日生まれ以降）

■支給対象者

- ①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている人であって、令和3年度分の住民税（均等割）が非課税である人
- ②①のほか、対象児童（18歳になる年の年度末までの子（障がい児については20歳未満）の養育者であって、次のいずれかに該当する人（要申請）
 - ・令和3年度分の住民税均等割が非課税である人
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる人（家計急変者）

■支給額 児童1人当たり一律5万円

■申請方法

◇支給対象者①に該当する人

申請不要（ただし、受給を拒否する場合は拒否届の提出が必要）

児童手当などの指定口座に支給します。

◇支給対象者②に該当する人

別途申請が必要（町民福祉課児童係にて受付）

■申請書の配布について

②のうち 高校生のみ養育する人	6月ごろに 町から郵送
②のうち 新規児童手当受給者・特別児童扶養手当受給者	随時、 町から郵送
上記以外の人 （家計急変者、公務員である児童手当受給者、令和3年1月1日～3月31日の転入者）、その他（税額更正による令和3年度非課税者など）	町民福祉課 児童係にて配布 ※窓口へお越し ください。

■問合せ先

- ・厚生労働省『低所得子育て世帯特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）』コールセンター ☎0120-811-166
- ・町民福祉課児童係 ☎52-5810

JR 田布施駅の 窓口営業時間の変更について

鉄道オペレーションの生産性の向上およびスリム化により持続可能な鉄道を構築するため、より効率的な業務体制の見直しを行い、窓口営業時間の変更をすることとなりました。

◇ JR 田布施駅の窓口営業時間について

5月31日まで	6月1日より
午前7時15分～ 午後7時30分	午前8時～ 午後7時30分

- ◇問合せ先 西日本旅客鉄道株式会社
☎0570-00-2486
(受付時間 午前6時～午後11時)

水泳教室・卓球教室の 中止について

7、8月に開催を予定していた『水泳教室・卓球教室』は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止とします。

開催を楽しみにされていた皆さまには大変申し訳ございませんが、ご理解、ご協力をお願いします。

- ◇問合せ先 TAIKOスポーツセンター田布施
☎52-3832

